

宮城県消費者施策推進基本計画（第3期）実施状況（令和2年度）

計画期間（平成28年度～令和2年度）

1 消費生活の安全・安心の確保

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等															
		① 製品事故・消費者事故等の情報提供	<p>○産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(R2 重大事故の発生なし)</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">[重点推進項目 1]</div>	H28	H29	H30	R01	R02	—	—	—	—	—	(R2 重大事故の発生なし)					消防課	<p>【自己評価】 対象となる重大事故等の発生はなかった。 【課題と今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県ホームページへ「製品事故情報」として掲載を行い、適切な情報提供を行う。 【今後の方向性】 維持継続</p>
H28	H29	H30	R01	R02																
—	—	—	—	—																
(R2 重大事故の発生なし)																				
(1)商品・サービスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実	1	② 液化石油ガス販売事業者への立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○消費者庁等からの事故情報をホームページに掲載するなど、迅速な情報発信・提供に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページから消費者庁等のページに常時リンクさせるとともに、課のトップページに重大な事故情報を掲載した。 ・課で作成している情報誌に事故情報を掲載した。 ・消費者庁からの情報を電子メールにより、速やかに市町村等へ情報提供し共有化を図った。 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td> </tr> <tr> <td>上記の情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">[重点推進項目 1]</div>	H28	H29	H30	R01	R02	上記の情報提供	○	○	○	○	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 県民にとって事故情報がよりわかりやすいものとなるように、公表資料の表現の仕方やホームページへの掲載の方法について工夫し、見やすいものとしていく。 【今後の方向性】 維持継続</p>					
H28	H29	H30	R01	R02																
上記の情報提供	○	○	○	○																
		③ 電気用品販売事業者への立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○液化石油ガス法に基づき、立入検査及び指導監督を実施した。</p> <p>液化石油ガス販売所への立入検査実施口 H28 H29 H30 R01 R02 立入検査実施件数 86事業所 101事業所 79事業所 63事業所 86事業所</p>	消防課	<p>【自己評価】 販売事業者への立入検査を実施し、販売業務が適切に行われていることの確認指導をしたことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 販売事業者に対する立入検査及び指導監督を引き続き行う。 【今後の方向性】 維持継続</p>															
		④ ガス用品販売事業者への立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○電気用品安全法に基づき、立入検査及び指導監督を実施した（市町村移譲事務）。</p> <p>電気用品販売事業者への立入検査実施口 H28 H29 H30 R01 R02 立入検査実施件数 41事業所 47事業所 56事業所 25事業所 30事業所</p>	消防課	<p>【自己評価】 販売事業者への立入検査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 販売事業者に対する立入検査及び指導監督を引き続き行う。 【今後の方向性】 維持継続</p>															
			<p>○ガス事業法に基づき、立入検査及び指導監督を実施し、事故の未然防止を図る。</p> <p>ガス用品販売事業者への立入検査 H28 H29 H30 R01 R02 立入検査実施件数 — — — — —</p>	消防課	<p>【自己評価】 必要に応じて販売事業者への立入検査を実施することとしているが、必要がある事案の発生はなかった。 【課題と今後の対応等】 一般消費者からの情報提供等、必要に応じてガス用品販売事業者への立入検査を行う。 【今後の方向性】 維持継続</p>															

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																													
1 消費生活の安全・安心の確保 （1）商品・サービスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実	(5) ⑤ 消費生活用製品の危険防止に係る立入検査等（製品安全4法による立入検査）	<p>○消費生活用製品安全法に基づき立入検査や指導等の実施（町村移譲事業）</p> <p>・県（町村含む）の実施状況</p> <table> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査実施店舗数（県・町村） 4店舗</td> <td>立入検査実施町村数 1町</td> <td>立入検査実施町村数 4店舗</td> <td>立入検査実施町村数 1町</td> <td>立入検査実施町村数 4店舗</td> </tr> <tr> <td>(大河原)</td> <td>(大河原)</td> <td>(大河原)</td> <td>(大河原)</td> <td>(大河原)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲</p> <p>（参考）市の実施状況</p> <table> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査実施店舗数 27店舗</td> <td>立入検査実施町村数 3市</td> <td>立入検査実施店舗数 28店舗</td> <td>立入検査実施町村数 2市</td> <td>立入検査実施店舗数 49店舗</td> </tr> <tr> <td>(仙台・角田・大崎)</td> <td>(仙台・角田・大崎)</td> <td>(仙台・角田・大崎)</td> <td>(仙台・大崎)</td> <td>(仙台)</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	立入検査実施店舗数（県・町村） 4店舗	立入検査実施町村数 1町	立入検査実施町村数 4店舗	立入検査実施町村数 1町	立入検査実施町村数 4店舗	(大河原)	(大河原)	(大河原)	(大河原)	(大河原)	H28	H29	H30	R01	R02	立入検査実施店舗数 27店舗	立入検査実施町村数 3市	立入検査実施店舗数 28店舗	立入検査実施町村数 2市	立入検査実施店舗数 49店舗	(仙台・角田・大崎)	(仙台・角田・大崎)	(仙台・角田・大崎)	(仙台・大崎)	(仙台)	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 事業者に対する法令に基づく立入検査を通じて、法に適合しない製品が販売されていないとの確認や対象品目に関する知識の啓発が図られ、消費者の安全確保に努めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 同法に基づく立入検査は義務付けされているものではないが、事業者に対する意識啓発の側面があり、市町村における消費者の安全確保の一助となるものである。未実施の市町村にあっては、「人員の不足」や「ノウハウがない」等が理由と考えられることから、立入検査を実施した市町村のノウハウ等を共有することや、国関係機関（東北経済産業局等）の助言を受けて、実効性のある方策を検討していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
H28	H29	H30	R01	R02																														
立入検査実施店舗数（県・町村） 4店舗	立入検査実施町村数 1町	立入検査実施町村数 4店舗	立入検査実施町村数 1町	立入検査実施町村数 4店舗																														
(大河原)	(大河原)	(大河原)	(大河原)	(大河原)																														
H28	H29	H30	R01	R02																														
立入検査実施店舗数 27店舗	立入検査実施町村数 3市	立入検査実施店舗数 28店舗	立入検査実施町村数 2市	立入検査実施店舗数 49店舗																														
(仙台・角田・大崎)	(仙台・角田・大崎)	(仙台・角田・大崎)	(仙台・大崎)	(仙台)																														
<p>○資金業法に基づき、立入検査や指導等を実施した。</p> <p>・資金業者立入検査の実施状況</p> <table> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査実施件数 9件</td> <td>立入検査実施件数 10件</td> <td>立入検査実施件数 13件</td> <td>立入検査実施件数 9件</td> <td>立入検査実施件数 8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・資金業に関する苦情・相談受付状況</p> <table> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情・相談受付件数 41件</td> <td>苦情・相談受付件数 24件</td> <td>苦情・相談受付件数 31件</td> <td>苦情・相談受付件数 35件</td> <td>苦情・相談受付件数 19件</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	立入検査実施件数 9件	立入検査実施件数 10件	立入検査実施件数 13件	立入検査実施件数 9件	立入検査実施件数 8件	H28	H29	H30	R01	R02	苦情・相談受付件数 41件	苦情・相談受付件数 24件	苦情・相談受付件数 31件	苦情・相談受付件数 35件	苦情・相談受付件数 19件	<p>【自己評価】 立入検査においては、指摘事項等があった業者に対して適正な改善を求め、資金業者が法令等を遵守した適正な業務運営を行うよう指導し、苦情・相談においては、必要に応じて警察や弁護士への相談を勧めるなど、資金需要者等の利益の保護に努めており、消費生活の安全・安心の確保に寄与している。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も、資金業者立入検査等を通じて資金業者の法令遵守を徹底し、適正な業務運営を行うよう指導・監督を続けていくとともに、資金需要者等からの苦情・相談についても適切に対応し、資金需要者等の利益の保護に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>													
H28	H29	H30	R01	R02																														
立入検査実施件数 9件	立入検査実施件数 10件	立入検査実施件数 13件	立入検査実施件数 9件	立入検査実施件数 8件																														
H28	H29	H30	R01	R02																														
苦情・相談受付件数 41件	苦情・相談受付件数 24件	苦情・相談受付件数 31件	苦情・相談受付件数 35件	苦情・相談受付件数 19件																														

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																										
1 消費生活の安全の確保と各種窓口による情報提供の充実	(1)商品・サービスの安全の確保	⑦ 食の安全安心の確保	<p>○みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業を通じて、食の安全安心の確保に努めた。また、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品営業施設等に対する監視指導及び食品等の検査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心消費者モニター制度事業 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニター登録数（年度末）</td><td>972人</td><td>1,004人</td><td>1,020人</td><td>1,035人</td><td>1,066人</td></tr> <tr> <td>研修会の開催</td><td>2回</td><td>3回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>モニターだよりの発行</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>4回</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心取組宣言事業 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組宣言者数（生産者）</td><td>39者</td><td>39者</td><td>39者</td><td>39者</td><td>37者</td></tr> <tr> <td>取組宣言者数（事業者）</td><td>2,972者</td><td>3,003者</td><td>2,996者</td><td>2,966者</td><td>2,772者</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心相互交流理解度アップ事業 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食の安全安心セミナーの開催</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td></tr> <tr> <td>地方懇談会の開催</td><td>15回</td><td>14回</td><td>18回</td><td>18回</td><td>12回</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店及び食品製造施設等の監視指導 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視指導延べ件数</td><td>18,790件</td><td>21,022件</td><td>28,833件</td><td>18,191件</td><td>16,176件</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">(うち重点監視施設934件)</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等の収去検査 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収去検体数</td><td>3,179件</td><td>3,101件</td><td>2,248件</td><td>3,196件</td><td>2,233件</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	モニター登録数（年度末）	972人	1,004人	1,020人	1,035人	1,066人	研修会の開催	2回	3回	4回	4回	1回	モニターだよりの発行	3回	3回	3回	3回	4回		H28	H29	H30	R01	R02	取組宣言者数（生産者）	39者	39者	39者	39者	37者	取組宣言者数（事業者）	2,972者	3,003者	2,996者	2,966者	2,772者		H28	H29	H30	R01	R02	食の安全安心セミナーの開催	3回	3回	3回	3回	3回	地方懇談会の開催	15回	14回	18回	18回	12回		H28	H29	H30	R01	R02	監視指導延べ件数	18,790件	21,022件	28,833件	18,191件	16,176件					(うち重点監視施設934件)			H28	H29	H30	R01	R02	収去検体数	3,179件	3,101件	2,248件	3,196件	2,233件	食と暮らしの安全推進課	<p>【自己評価】 みやぎ食の安全安心消費者モニターが増加するなど、県民参加が進捗した。飲食店及び食品製造施設等に対し計画的に監視を実施し、必要に応じて事業者に対し衛生管理等について指導。特に大規模食中毒の発生に繋がる施設や、広域流通食品を製造・加工する施設などを重点監視施設と定めて監視を行った。また、県内の流通食品（輸入食品を含む）を対象に収去検査を行い、食品の規格基準、残留農薬、添加物等について検査し、不適切な食品の流通を防止すると共に、事業者に対して改善指導することで食の安全確保に寄与した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導、食品等の収去検査についても継続的な実施を要する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
モニター登録数（年度末）	972人	1,004人	1,020人	1,035人	1,066人																																																																																										
研修会の開催	2回	3回	4回	4回	1回																																																																																										
モニターだよりの発行	3回	3回	3回	3回	4回																																																																																										
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
取組宣言者数（生産者）	39者	39者	39者	39者	37者																																																																																										
取組宣言者数（事業者）	2,972者	3,003者	2,996者	2,966者	2,772者																																																																																										
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
食の安全安心セミナーの開催	3回	3回	3回	3回	3回																																																																																										
地方懇談会の開催	15回	14回	18回	18回	12回																																																																																										
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
監視指導延べ件数	18,790件	21,022件	28,833件	18,191件	16,176件																																																																																										
				(うち重点監視施設934件)																																																																																											
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
収去検体数	3,179件	3,101件	2,248件	3,196件	2,233件																																																																																										
	⑧ 消費者トラブル等の相談及び情報提供	○県民からの消費生活相談に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、苦情や相談の処理・解決に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県相談機関受付件数</td><td>7,109件</td><td>7,207件</td><td>7,616件</td><td>7,686件</td><td>8,202件</td></tr> <tr> <td>内 　　消費生活センター</td><td>5,991件</td><td>6,094件</td><td>6,416件</td><td>6,641件</td><td>7,225件</td></tr> <tr> <td>　　県民サービスセンター</td><td>1,118件</td><td>1,113件</td><td>1,200件</td><td>1,045件</td><td>977件</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	県相談機関受付件数	7,109件	7,207件	7,616件	7,686件	8,202件	内 消費生活センター	5,991件	6,094件	6,416件	6,641件	7,225件	県民サービスセンター	1,118件	1,113件	1,200件	1,045件	977件	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 相談件数は昨年に引き続き増加傾向（概ね7千件台）で推移しており、適切な処理及び解決に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 センター・オブ・センターズとしての機能が求められており、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																																		
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
県相談機関受付件数	7,109件	7,207件	7,616件	7,686件	8,202件																																																																																										
内 消費生活センター	5,991件	6,094件	6,416件	6,641件	7,225件																																																																																										
県民サービスセンター	1,118件	1,113件	1,200件	1,045件	977件																																																																																										
	⑨ 医薬品の安全の確保	○医薬品について「くすりの相談室」を開設し相談等に対し助言・指導を行うほか、「薬と健康の週間」に各地域で講演会や展示会等を開催し、医薬品の適正な使用と取扱いについて正しい知識の普及啓発を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事相談窓口の設置 <p>（一社）宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、毎週火・金曜日に医薬品等の相談・苦情処理を行った。</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td><td>535件</td><td>588件</td><td>456件</td><td>469件</td><td>385件</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・「薬と健康の週間」事業 <p>薬と健康の週間に合わせて、各地域で講演会や展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識について普及啓発を行った。</p> <p>※ 薬と健康の週間：10月17日～10月23日</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催イベント件数</td><td>16件</td><td>26件</td><td>30件</td><td>33件</td><td>22件</td></tr> <tr> <td>参加人数</td><td>約4,700人</td><td>約5,000人</td><td>約6,000人</td><td>6,213人</td><td>1,100人</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	相談受付件数	535件	588件	456件	469件	385件		H28	H29	H30	R01	R02	開催イベント件数	16件	26件	30件	33件	22件	参加人数	約4,700人	約5,000人	約6,000人	6,213人	1,100人	薬務課	<p>【自己評価】 「くすりの相談室」では、医薬品の適正使用や健康食品の活用等、幅広い内容の相談に対しきめ細かに対応することができた。「薬と健康の週間」においては、パネル展等、地域の実情に応じた啓発活動を実施し、医薬品の適正な使用について広く普及啓発できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 セルフメディケーションが推進される中、県民一人一人が医薬品の適正使用についての正しい知識を身につけることが今後ますます重要なことから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮し、集客型のイベントに限らず、様々な方法により医薬品の適正使用や本事業について周知を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																												
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
相談受付件数	535件	588件	456件	469件	385件																																																																																										
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																										
開催イベント件数	16件	26件	30件	33件	22件																																																																																										
参加人数	約4,700人	約5,000人	約6,000人	6,213人	1,100人																																																																																										

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																												
1 消費生活の安全・安心の確保 による情報提供の充実	(10) 住まいの耐震性等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事についての相談窓口を設置し、住まいの耐震性等に関する支援を推進した。 ・耐震相談所開設 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開設期間</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>11か月</td> <td>11か月</td> <td>11か月</td> <td>11か月</td> <td>11か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27件</td> <td>61件</td> <td>37件</td> <td>17件</td> <td>34件</td> </tr> </table>	開設期間	H28	H29	H30	R01	R02	相談受付件数	11か月	11か月	11か月	11か月	11か月		27件	61件	37件	17件	34件	建築宅地課	<p>【自己評価】 建築物の耐震リフォームに関する相談窓口を設置することにより、相談体制の充実が図られた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県内には、耐震性が不十分と見込まれる昭和56年以前に建築された木造住宅が多く存在するため、建築物の耐震性又は耐震化に関して、不安や疑問のある県民からの相談に適切に対応できるよう、引き続き建築の専門家による相談窓口を設置する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																											
開設期間	H28	H29	H30	R01	R02																																																																												
相談受付件数	11か月	11か月	11か月	11か月	11か月																																																																												
	27件	61件	37件	17件	34件																																																																												
(11) 住まいの相談及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・宅地相談窓口を設置し、住宅トラブルに関する相談や、新築住宅や住宅リフォーム等の各種支援制度、長期優良住宅に関する相談などに対応したほか、市町村職員等を対象とした住宅相談窓口担当者等講習会を開催し、リフォーム関連施策や税制等について周知した。 ・住宅・宅地相談 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約300件</td> <td>約100件</td> <td>約150件</td> <td>約230件</td> <td>約380件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅相談窓口担当者等講習会 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開催回数</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>—</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>22人</td> <td>28人</td> <td>15人</td> <td>—</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※資料提供のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ復興住宅整備推進会議と独立行政法人住宅金融支援機構の共催により、被災者の自力再建に関する相談会を開催した。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>相談会開催回数</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>(8市町)</td> <td>96回</td> <td>63回</td> <td>26回</td> <td>16回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>(7市町)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3市町)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2市)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2市)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関する相談に適切に対応するため「住宅相談Q & A」を作成し、併せて住宅課のホームページに掲載することで、県民や民間事業者等が、直接担当窓口へアプローチできるようにした。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>住宅相談Q & Aの作成</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>ホームページ掲載</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	相談受付件数	H28	H29	H30	R01	R02		約300件	約100件	約150件	約230件	約380件	開催回数	H28	H29	H30	R01	R02	参加者数	—	1回	1回	1回	—		—	22人	28人	15人	—	相談会開催回数	H28	H29	H30	R01	R02	(8市町)	96回	63回	26回	16回	13回	(7市町)						(3市町)						(2市)						(2市)						住宅相談Q & Aの作成	H28	H29	H30	R01	R02	ホームページ掲載	○	—	—	—	—	住宅課	<p>【自己評価】 相談窓口を設け各種相談に応じたほか、ホームページを通じて住宅関連制度等の情報提供を行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談窓口における各種相談に応じるため、多様化する住宅関連制度等の情報を収集・整理し、適切な回答や助言、情報提供等ができるよう努める。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
相談受付件数	H28	H29	H30	R01	R02																																																																												
	約300件	約100件	約150件	約230件	約380件																																																																												
開催回数	H28	H29	H30	R01	R02																																																																												
参加者数	—	1回	1回	1回	—																																																																												
	—	22人	28人	15人	—																																																																												
相談会開催回数	H28	H29	H30	R01	R02																																																																												
(8市町)	96回	63回	26回	16回	13回																																																																												
(7市町)																																																																																	
(3市町)																																																																																	
(2市)																																																																																	
(2市)																																																																																	
住宅相談Q & Aの作成	H28	H29	H30	R01	R02																																																																												
ホームページ掲載	○	—	—	—	—																																																																												
(12) 不動産取引等の相談及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地建物取引に関する相談窓口を開設し、消費者の契約や紛争などの相談を行うとともに、県ホームページを活用して情報提供を行うなど、安全な不動産取引の推進を図った。 ・宅地建物取引相談 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>取引に関する相談</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>取引の紛争の相談</td> <td>6件</td> <td>4件</td> <td>3件</td> <td>5件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>法令・その他の相談</td> <td>4件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 相談窓口に来訪の上、相談を受けた件数。電話相談は年間約2,000件。</p>	取引に関する相談	H28	H29	H30	R01	R02	取引の紛争の相談	6件	4件	3件	5件	2件	法令・その他の相談	4件	3件	3件	2件	3件		10件	5件	1件	2件	4件	建築宅地課	<p>【自己評価】 一般県民にとって一生で一番大きな買い物（取引）である宅地・建物の取得や、生活の基盤となる宅地・建物の賃貸に関する相談に対して、購入者等の利益を保護する観点から、宅地建物取引業法に照らし適切な助言を行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 漏水トラブルや駐車場等の不動産管理、退去時の原状回復費用負担、騒音等の近隣トラブルなど、宅地建物取引以外の相談も多く、これらの相談については、消費生活センター、ADR、法テラス等を案内する等適切に対応していく。また、日々多様化、複雑化している宅地建物取引に関する相談に適切に対応できるよう、研修会への参加等により職員の相談対応能力の向上に努めるとともに、事業者に対する指導・監督を行っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																						
取引に関する相談	H28	H29	H30	R01	R02																																																																												
取引の紛争の相談	6件	4件	3件	5件	2件																																																																												
法令・その他の相談	4件	3件	3件	2件	3件																																																																												
	10件	5件	1件	2件	4件																																																																												

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																												
1 消費生活の安全・安心の確保 (2)商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	① 不当表示及び不当な景品類付き販売の適正化	<p>○景品表示法に基づき、事業者に対し、不当な表示及び景品類付き販売について寄せられた苦情等について調査等を行い、適宜指導を行うことにより、表示及び景品提供の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告表示等の監視・指導等 <table> <tr> <td>聴き取り等調査件数</td> <td>H28 10件 うち指導件数 5件</td> <td>H29 12件 1件</td> <td>H30 7件 4件</td> <td>R01 3件 0件</td> <td>R02 8件 5件</td> </tr> </table>	聴き取り等調査件数	H28 10件 うち指導件数 5件	H29 12件 1件	H30 7件 4件	R01 3件 0件	R02 8件 5件	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 違反被疑事案に対する調査、指導を適切に行うことにより、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り、違反被疑事案の把握に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																							
聴き取り等調査件数	H28 10件 うち指導件数 5件	H29 12件 1件	H30 7件 4件	R01 3件 0件	R02 8件 5件																												
<p>○家庭用品品質表示法に基づき立入検査や指導等を実施した。(町村移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(町村含む)の実施状況 <table> <tr> <td>立入検査実施店舗数(県・町村)</td> <td>H28 5店舗</td> <td>H29 4店舗</td> <td>H30 4店舗</td> <td>R01 4店舗</td> <td>R02 4店舗</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施町村数</td> <td>1町 (大河原)</td> <td>1町 (大河原)</td> <td>1町 (大河原)</td> <td>1町 (大河原)</td> <td>1町 (大河原)</td> </tr> </table> <p>※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲</p> <p>(参考)市の実施状況</p> <table> <tr> <td>立入検査実施店舗数</td> <td>H28 35店舗</td> <td>H29 27店舗</td> <td>H30 51店舗</td> <td>R01 11店舗</td> <td>R02 16店舗</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施町村数</td> <td>3市 (仙台・角田・ 大崎)</td> <td>3市 (仙台・角田・ 大崎)</td> <td>2市 (仙台・大 崎)</td> <td>1市 (仙台)</td> <td>1市 (仙台)</td> </tr> </table>	立入検査実施店舗数(県・町村)	H28 5店舗	H29 4店舗	H30 4店舗	R01 4店舗	R02 4店舗	立入検査実施町村数	1町 (大河原)	1町 (大河原)	1町 (大河原)	1町 (大河原)	1町 (大河原)	立入検査実施店舗数	H28 35店舗	H29 27店舗	H30 51店舗	R01 11店舗	R02 16店舗	立入検査実施町村数	3市 (仙台・角田・ 大崎)	3市 (仙台・角田・ 大崎)	2市 (仙台・大 崎)	1市 (仙台)	1市 (仙台)	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 事業者に対する法令に基づく立入検査を通じて、法に適合しない品質表示の家庭用品が販売されていないことの確認や対象品目に関する知識の啓発が図られ、消費者利益の保護に努めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 同法に基づく立入検査は義務ではないが、事業者に対する意識啓発の側面があり、市町村における消費者利益の保護の一助となるものである。未実施の市町村にあっては、「人員の不足」や「ノウハウがない」等が理由と考えられることから、立入検査を実施した市町村のノウハウ等を共有することや、国関係機関(東北経済産業局等)の助言を受けて、実効性のある方策を検討していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>							
立入検査実施店舗数(県・町村)	H28 5店舗	H29 4店舗	H30 4店舗	R01 4店舗	R02 4店舗																												
立入検査実施町村数	1町 (大河原)	1町 (大河原)	1町 (大河原)	1町 (大河原)	1町 (大河原)																												
立入検査実施店舗数	H28 35店舗	H29 27店舗	H30 51店舗	R01 11店舗	R02 16店舗																												
立入検査実施町村数	3市 (仙台・角田・ 大崎)	3市 (仙台・角田・ 大崎)	2市 (仙台・大 崎)	1市 (仙台)	1市 (仙台)																												
② 家庭用品の品質表示の適正化	<p>○食品表示110番等により得られた情報に基づき、国や市町村と連携しながら、事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法や景品表示法に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化を図るほか、事業者及び消費者に対する、出前講座の開催などにより食品表示に関する制度の普及啓発を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示監視指導事業 <table> <tr> <td>調査件数</td> <td>H28 38件</td> <td>H29 12件</td> <td>H30 13件</td> <td>R01 45件</td> <td>R02 25件</td> </tr> <tr> <td>うち改善指導件数</td> <td>14件</td> <td>7件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>4件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示ウォッチャー事業(みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」100人を委嘱) <table> <tr> <td>モニタリング調査件数</td> <td>H28 1,344件</td> <td>H29 1,314件</td> <td>H30 1,364件</td> <td>R01 1,359件</td> <td>R02 695件</td> </tr> <tr> <td>うち改善指導件数</td> <td>16件</td> <td>3件</td> <td>5件</td> <td>4件</td> <td>3件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度普及啓発事業 <table> <tr> <td>出前講座・研修会等</td> <td>H28 11回</td> <td>H29 12回</td> <td>H30 10回</td> <td>R01 14回</td> <td>R02 6回</td> </tr> </table>	調査件数	H28 38件	H29 12件	H30 13件	R01 45件	R02 25件	うち改善指導件数	14件	7件	1件	4件	4件	モニタリング調査件数	H28 1,344件	H29 1,314件	H30 1,364件	R01 1,359件	R02 695件	うち改善指導件数	16件	3件	5件	4件	3件	出前講座・研修会等	H28 11回	H29 12回	H30 10回	R01 14回	R02 6回	食と暮らしの安全推進課	<p>【自己評価】 食品表示110番等により得られた情報に基づく調査及び食品表示ウォッチャーによる調査を踏まえた改善指導や食品表示制度普及啓発により食品表示の適正化を推進することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 平成27年4月1日に施行された食品表示基準の加工食品・添加物に係る経過措置期間が令和2年3月末で終了し、加工食品の原料原産地表示制度の見直しも行われたことから、引き続き国等と連携しながら食品表示の監視指導を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
調査件数	H28 38件	H29 12件	H30 13件	R01 45件	R02 25件																												
うち改善指導件数	14件	7件	1件	4件	4件																												
モニタリング調査件数	H28 1,344件	H29 1,314件	H30 1,364件	R01 1,359件	R02 695件																												
うち改善指導件数	16件	3件	5件	4件	3件																												
出前講座・研修会等	H28 11回	H29 12回	H30 10回	R01 14回	R02 6回																												

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
1 消費生活の安全・安心の確保	(2)商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	④食品の栄養や健康に関する表示の適正化	<p>○消費者へ適切な情報提供がなされるよう、事業者に対して栄養成分表示及び虚偽・誇大広告について指導・監督・相談等を行うとともに、事業者及び一般県民に対する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者等に対する相談・監視指導 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>146件</td> <td>203件</td> <td>194件</td> <td>470件</td> <td>245件</td> </tr> <tr> <td>監視指導件数</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td>16件</td> <td>12件</td> <td>21件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示説明会 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会開催回数</td> <td>24回</td> <td>24回</td> <td>17回</td> <td>36回</td> <td>17回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>861人</td> <td>877人</td> <td>640人</td> <td>1,421人</td> <td>568人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者向け栄養成分表示リーフレット」の作成 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	相談件数	146件	203件	194件	470件	245件	監視指導件数	10件	10件	16件	12件	21件		H28	H29	H30	R01	R02	説明会開催回数	24回	24回	17回	36回	17回	参加人数	861人	877人	640人	1,421人	568人		H28	H29	H30	R01	R02		-	-	○	○	○	健康推進課	<p>【自己評価】 食品の栄養成分表示や健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、各保健所及び健康推進課において、事業者への相談・指導や消費者への情報提供等を行うことができた。また、平成27年に施行された食品表示法については、事業者向け説明会等の開催やリーフレットの配布等により、広く周知を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 加工食品の栄養成分表示の義務化については経過措置期間（令和2年3月31日まで）が終了したが、事業者・消費者に制度の周知や表示の実施促進に努める。今後も、指導事例の蓄積と併せ、担当者の法令等の理解を深め、引き続き食品関連事業者からの相談や普及啓発を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																																
相談件数	146件	203件	194件	470件	245件																																																
監視指導件数	10件	10件	16件	12件	21件																																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																
説明会開催回数	24回	24回	17回	36回	17回																																																
参加人数	861人	877人	640人	1,421人	568人																																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																
	-	-	○	○	○																																																
	⑤温泉利用施設の温泉成分等の掲示の適正化		<p>○温泉法に基づく温泉利用施設への立入検査を実施し、再分析や温泉成分等の適正な掲示について確認・指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再分析や温泉成分等の適正な掲示についての確認・指導 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>50件</td> <td>25件</td> <td>38件</td> <td>38件</td> <td>72件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用施設管理者等を対象にした研修会の開催 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会参加人数</td> <td>106人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	立入検査実施件数	50件	25件	38件	38件	72件		H28	H29	H30	R01	R02	研修会参加人数	106人	-	-	-	-	薬務課	<p>【自己評価】 定期的に温泉利用施設に立入検査を実施し、温泉の適正使用について指導することができた。また、周知が必要とされる温泉に関する新たなトピックが発生した場合、温泉利用施設管理者等に対し、必要に応じて研修会の開催を企画しているが、必要がある事案の発生はなかった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 超高齢化が進み、健康維持の観点から、県民が健康食品の摂取や温泉療法など様々な健康管理方法に興味を示している。しかしながら、誤った知識の元でこれらの行為が行われた場合、健康を害する恐れがあるため、正しい知識の普及啓発が必要である。このことから、今後も必要に応じて温泉利用施設管理者等に対して、研修会や立入検査を実施して、温泉の適正使用を推進する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
	H28	H29	H30	R01	R02																																																
立入検査実施件数	50件	25件	38件	38件	72件																																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																
研修会参加人数	106人	-	-	-	-																																																

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																												
（2）商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	特定計量器等及び表示量目の適正化	⑥	<p>○特定計量器（はかり、タクシーメーター等）の精度を公的に担保するため、事業者が製造・修理した計量器及び商店、学校、薬局等で使用している計量器の検定検査を実施した。</p> <p>・特定計量器定期検査（使用中の特定計量器について検査）</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査数</td> <td>4,086個</td> <td>4,574個</td> <td>4,174個</td> <td>4,321個</td> <td>3,886個</td> </tr> <tr> <td>検査実施市町村数</td> <td>7市9町</td> <td>6市11町1村</td> <td>7市9町</td> <td>6市11町1村</td> <td>7市9町</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特定計量器検定検査（製造・修理された特定計量器及び基準器について検査）</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査数（特定計量器）</td> <td>6,952個</td> <td>6,445個</td> <td>6,527個</td> <td>6,202個</td> <td>5,955個</td> </tr> <tr> <td>検査数（基準器）</td> <td>60個</td> <td>77個</td> <td>75個</td> <td>60個</td> <td>48個</td> </tr> </tbody> </table> <p>○県内のスーパーや商店等を対象に、商品量目検査を実施し、表示量目の適正化を図った。</p> <p>・立入検査の実施</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品量目</td> <td>847個</td> <td>772個</td> <td>958個</td> <td>529個</td> <td>261個</td> </tr> <tr> <td>特定計量器</td> <td>59,754個</td> <td>174,056個</td> <td>36,501個</td> <td>29,812個</td> <td>45,940個</td> </tr> <tr> <td>計量関係事業所</td> <td>35か所</td> <td>29か所</td> <td>31か所</td> <td>29か所</td> <td>31か所</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	検査数	4,086個	4,574個	4,174個	4,321個	3,886個	検査実施市町村数	7市9町	6市11町1村	7市9町	6市11町1村	7市9町		H28	H29	H30	R01	R02	検査数（特定計量器）	6,952個	6,445個	6,527個	6,202個	5,955個	検査数（基準器）	60個	77個	75個	60個	48個		H28	H29	H30	R01	R02	商品量目	847個	772個	958個	529個	261個	特定計量器	59,754個	174,056個	36,501個	29,812個	45,940個	計量関係事業所	35か所	29か所	31か所	29か所	31か所	産業立地推進課	<p>【自己評価】 コロナ禍にあって、感染対策に取り組みながら、申請された特定計量器検定検査の全数検査を実施し、計量器の精度確保に寄与できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 引き続きコロナ禍にあることから、感染対策に取り組み、必要な検査、検定を着実に実施していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																																												
検査数	4,086個	4,574個	4,174個	4,321個	3,886個																																																												
検査実施市町村数	7市9町	6市11町1村	7市9町	6市11町1村	7市9町																																																												
	H28	H29	H30	R01	R02																																																												
検査数（特定計量器）	6,952個	6,445個	6,527個	6,202個	5,955個																																																												
検査数（基準器）	60個	77個	75個	60個	48個																																																												
	H28	H29	H30	R01	R02																																																												
商品量目	847個	772個	958個	529個	261個																																																												
特定計量器	59,754個	174,056個	36,501個	29,812個	45,940個																																																												
計量関係事業所	35か所	29か所	31か所	29か所	31か所																																																												
1 消費生活の安全・安心の確保	消費生活に関する制度等の普及啓発	①	<p>○消費生活に関連する各種制度の概要や改正状況等について、ホームページや情報誌に掲載すること等により制度の普及啓発を図った。</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	情報提供	○	○	○	○	○	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 適切な情報提供に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																												
情報提供	○	○	○	○	○																																																												
（3）適正な契約の確保	不適正な取引行為の調査・指導等	②	<p>○不適正な取引を行っているおそれがある事業者に対し、各種法令に基づき調査等を実施し、必要に応じて指導等を行ったほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努めた。</p> <p>・不適正な取引行為を行った事業者への指導等</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴き取り等調査件数</td> <td>6件</td> <td>6件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>うち行政指導</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>0件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>うち行政処分</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	聴き取り等調査件数	6件	6件	8件	8件	11件	うち行政指導	0件	1件	4件	0件	4件	うち行政処分	0件	1件	0件	0件	0件	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施し、不適正な取引行為が認められた場合に必要な指導等を行うことで、適正な取引行為等の確保を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																				
	H28	H29	H30	R01	R02																																																												
聴き取り等調査件数	6件	6件	8件	8件	11件																																																												
うち行政指導	0件	1件	4件	0件	4件																																																												
うち行政処分	0件	1件	0件	0件	0件																																																												

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																		
(3)適正な契約の確保	③成年後見制度等の普及等	<p>○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。</p> <p>・成年後見制度に関する研修会の開催</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>1回</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>受講者数</td><td>175人</td><td>121人</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>・高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>相談受付件数</td><td>24件</td><td>19件</td><td>32件</td><td>51件</td></tr> <tr><td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td><td>6件</td><td>3件</td><td>3件</td><td>8件</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1件</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	開催回数	2回	1回	—	—	受講者数	175人	121人	—	—	H28	H29	H30	R01	R02	相談受付件数	24件	19件	32件	51件	うち成年後見制度に関わる相談件数	6件	3件	3件	8件					1件	長寿社会政策課	<p>【自己評価】 『成年後見制度の利用の促進に関する法律』及び『成年後見制度利用促進基本計画』に基づき、関係機関との情報共有や課題整理を行い、市町村の体制整備を支援した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と連携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるように取り組む必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
H28	H29	H30	R01	R02																																			
開催回数	2回	1回	—	—																																			
受講者数	175人	121人	—	—																																			
H28	H29	H30	R01	R02																																			
相談受付件数	24件	19件	32件	51件																																			
うち成年後見制度に関わる相談件数	6件	3件	3件	8件																																			
				1件																																			
重点推進項目 2																																							
1 消費生活の安全・安心の確保	①生活関連物資の価格調査及び物価情報の提供	<p>○県内の石油製品の価格動向等についての情報収集を行い、価格の安定と円滑な供給について関係機関及び事業者等に対し、要請を行った。なお、異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行われるおそれがある場合には、関係法令に基づいて必要な措置を講じることとしている。</p> <p>・県内の石油製品価格状況の情報提供</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>情報収集及び情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>・石油製品の価格安定等に関する要請の実施 宮城県石油商業協同組合、宮城県石油商業組合及び各石油元売会社に協力を要請した。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>要請日</td><td>H28.11.25</td><td>H29.11.22</td><td>H30.11.22</td><td>R1.11.22 R2.11.27</td></tr> </table> <p>・関係法令に基づく措置</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>措置の実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	情報収集及び情報提供	○	○	○	○	H28	H29	H30	R01	R02	要請日	H28.11.25	H29.11.22	H30.11.22	R1.11.22 R2.11.27	H28	H29	H30	R01	R02	措置の実施	—	—	—	—	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格等の情報収集を行うとともに、ホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供給のため石油元売業者等への協力要請を実施した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引き続き定期的な情報収集を行うとともに情報提供を実施していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>					
H28	H29	H30	R01	R02																																			
情報収集及び情報提供	○	○	○	○																																			
H28	H29	H30	R01	R02																																			
要請日	H28.11.25	H29.11.22	H30.11.22	R1.11.22 R2.11.27																																			
H28	H29	H30	R01	R02																																			
措置の実施	—	—	—	—																																			
(4)生活関連物資の安定供給	②消費者物価指数等の情報提供	<p>○「仙台市消費者物価指数」をホームページ等により毎月公表し、適切な情報提供に努めた。なお、年報は2月、年度報は5月に公表した。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>○消費生活に関連が深く、価格の変動が激しい石油製品の価格状況をホームページに掲載し、毎週更新することにより常時、情報を提供した。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	情報提供	○	○	○	○	H28	H29	H30	R01	R02	情報提供	○	○	○	○	統計課	<p>【自己評価】 適切な情報提供に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県民の生活に関わる情報であるため、引き続き情報提供を実施する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>															
H28	H29	H30	R01	R02																																			
情報提供	○	○	○	○																																			
H28	H29	H30	R01	R02																																			
情報提供	○	○	○	○																																			

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																			
1 消費生活の安全・安心の確保	(4) 生活関連物資の安定供給	③ 災害時における物資供給及び物価監視等	<p>○災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めた。</p> <table> <tr> <td>・非常に備えた連絡体制の確認</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>・年度末現在の提携事業者数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3社</td> <td>3社</td> <td>3社</td> <td>3社</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)</td> </tr> </table>	・非常に備えた連絡体制の確認	H28	H29	H30	R01	R02	・年度末現在の提携事業者数	○	○	○	○	○		3社	3社	3社	3社	3社		(ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)					食産業振興課	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に備え、提携事業者(コンビニエンスストア3社)と連絡体制を確認している。 ・災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めた。 <p>【課題と今後の対応等】</p> <p>引き続き、災害時に備えた連絡体制を確認するとともに、災害時には協定に基づき、連携して物資供給を行う。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>維持継続</p>											
・非常に備えた連絡体制の確認	H28	H29	H30	R01	R02																																			
・年度末現在の提携事業者数	○	○	○	○	○																																			
	3社	3社	3社	3社	3社																																			
	(ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)																																							
	(5) 所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	① 消費生活協同組合の指導監督	<p>○災害時における物資の供給について、提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。</p> <p>・災害時における応急生活物資(食料品、飲料水、日用品、衣類等)の供給実績</p> <table> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>食料品 おにぎり、菓子パン、カップ麺、果物など 飲料水 ミネラルウォーター、お茶、ジュースなど 日用品 毛布、タオルケット、乾電池、歯ブラシ、紙オムツなど 衣類等 肌着、靴下、セーターなど</p> <p>・物資要請にかかる図上訓練 (6.12総合防災訓練)</p> <table> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>○災害に乘じた異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行なわれるおそれがある場合には、関係法律に基づいて必要な措置をとる。</p> <table> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>措置の実施</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	防災訓練の実施	—	—	—	○		○	○	○	○	H28	H29	H30	R01	R02	防災訓練の実施	○	○	○	○	H28	H29	H30	R01	R02	措置の実施	—	—	—	—	消費生活・文化課	<p>【自己評価】</p> <p>東日本大震災以降は、応急生活物資供給の実績はないが、総合防災訓練において、宮城県生協連の参加協力を得ながら訓練にあたっており、災害時の対応に備えている。</p> <p>【課題と今後の対応等】</p> <p>災害時の物資供給は必要不可欠であるため、協定を維持していくとともに、訓練等で協力体制の確認を行っていく。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>維持継続</p>
H28	H29	H30	R01	R02																																				
防災訓練の実施	—	—	—	○																																				
	○	○	○	○																																				
H28	H29	H30	R01	R02																																				
防災訓練の実施	○	○	○	○																																				
H28	H29	H30	R01	R02																																				
措置の実施	—	—	—	—																																				
	② 割賦販売事業者の指導監督		<p>○消費生活協同組合法に基づき、指導検査を実施した。</p> <p>消費生活協同組合への指導検査実施</p> <table> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>指導検査実施件数</td> <td>6組合</td> <td>6組合</td> <td>5組合</td> <td>6組合</td> </tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	指導検査実施件数	6組合	6組合	5組合	6組合	消費生活・文化課	<p>【自己評価】</p> <p>生協法に基づき生協に対する指導検査を実施し、法令等の遵守を図らせるとともに、運営状況、会計状況等について検査及び指導することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】</p> <p>生協事業の健全な運営と組合員の保護を図るために、生協に対する指導検査を引き続き行う。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>維持継続</p>																									
H28	H29	H30	R01	R02																																				
指導検査実施件数	6組合	6組合	5組合	6組合																																				
			<p>○東北経済産業局との連携により、割賦販売法に基づく立入検査を実施し、割賦販売等に係る取引の公正化及び消費者等の利益の保護を図る。</p> <p>・東北経済産業局との合同立入検査</p> <table> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1事業者</td> <td>2事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に対する立入検査とは異なる。</p>	H28	H29	H30	R01	R02	立入検査	—	—	1事業者	2事業者				—		消費生活・文化課	<p>【自己評価】</p> <p>東北経済産業局との合同立入調査の実施はなかった。</p> <p>【課題と今後の対応等】</p> <p>今後も連携による情報交換・情報共有に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>維持継続</p>																				
H28	H29	H30	R01	R02																																				
立入検査	—	—	1事業者	2事業者																																				
			—																																					

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
1 消費生活の安全・安心の確保	(6) 関係機関及び各種団体との連携・協力	① 国、他の都道府県、市町村、警察本部との連携	<p>○各種会議に出席するなど、国や他の都道府県と、適宜意見交換・情報交換を行うとともに、隨時、調査の協力等による情報提供、情報収集などの連携を図った。</p> <p>・各種会議等での意見交換・情報交換 H28 H29 H30 R01 R02 ○ ○ ○ ○ ○ ※ 主な出席会議等 都道府県等消費者行政担当課長会議、16大都道府県消費者行政担当課長会議、全国消費生活センター所長会議、消費者行政ブロック会議など</p> <p>・調査依頼及び調査協力による情報共有 H28 H29 H30 R01 R02 ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○悪質な事業者及び違法な貸金業者（いわゆる「ヤミ金融」）等に関する情報交換を隨時行い、情報共有化等の連携により対応を図った。</p> <p>・県警との情報の共有化を図り、振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努めた。 H28 H29 H30 R01 R02 ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>・会議の開催等による情報共有及び連携 H28 H29 H30 R01 R02 会議の開催 ○ ○ ○ ○ ○ ※ 宮城県多重債務問題対策会議（ヤミ金融対策を含む）、宮城県消費者行政推進会議、市町村消費者行政担当課長会議など</p>	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）	<p>【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめとした各種会議等に出席し、情報収集を行った。同時に国及び他県との情報交換により、他県の取組みなど、参考とするべき事項の把握に努め、活用することができた。また、県警及び市町村とも必要に応じて隨時情報交換を行うとともに、会議の開催により情報共有を行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も情報収集、情報交換の場を大切にするとともに、各関係機関との連携を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
		② 事業者及び事業者団体の自主的な取組への支援	<p>○事業者や事業者団体が自ら実施する消費者の信頼を確保するための取組等に対して適切な支援・協力を図った。</p> <p>・宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携 H28 H29 H30 R01 R02 総会 H28.6.29 H29.5.29 H30.5.28 R1.6.6 – 意見交換会 H29.1.26 H29.11.15 H30.11.21 R1.12.11 –</p> <p>・公正取引協議会への支援・協力 H28 H29 H30 R01 R02 家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力 H28.11.21 H29.11.21 H30.11.20 R1.11.20 R2.11.17 公正取引協議会北海道・東北ブロック連絡会議 H29.2.22 H29.10.5 H30.11.20 R1.11.15 R2.11.16</p> <p>・来所した事業者に対するセンターからの助言 H28 H29 H30 R01 R02 事業者数 46事業者 86事業者 68事業者 40事業者 20事業者</p>	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 隨時情報交換を行うとともに、会議の開催により情報共有を行うことができた。また、各種公正取引協議会の取組に対しても支援・協力をを行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていくとともに、取組に対する支援・協力をしていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>

2 自立した消費者の育成

※別添「宮城県消費者教育推進計画 実施状況」に掲載

3 消費者被害の防止と救済

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																						
3 消費者被害の防止と救済 （1）消費生活相談体制及び相談機能の充実	① 県消費生活センター等における相談対応機能の向上	<p>○相談対応機能の向上を図るため、県の消費生活相談員等の研修機会を確保するとともに、解決が困難な事例及び法律上の判断が必要な事例について、定期的に弁護士等を講師とした法律相談会等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修機会の確保 <table> <thead> <tr> <th>レベルアップ研修会</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談会等の開催 <table> <thead> <tr> <th>法律相談会の開催</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活問題研究会の開催</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数（県分）</td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24件</td> <td>16件</td> <td>18件</td> <td>14件</td> <td>25件</td> </tr> </tbody> </table>	レベルアップ研修会	H28	H29	H30	R01	R02		4回	4回	4回	3回	1回	法律相談会の開催	H28	H29	H30	R01	R02	消費生活問題研究会の開催	6回	6回	6回	5回	5回	消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数（県分）	4回	4回	4回	3回	3回		24件	16件	18件	14件	25件	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、その活用を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																		
レベルアップ研修会	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	4回	4回	4回	3回	1回																																																					
法律相談会の開催	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
消費生活問題研究会の開催	6回	6回	6回	5回	5回																																																					
消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数（県分）	4回	4回	4回	3回	3回																																																					
	24件	16件	18件	14件	25件																																																					
	② 市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上支援	<p>○市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、相談員等を対象とした研修会や法律相談会等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員研修会（一泊）の開催 <table> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28.9.1 ~H28.9.2</td> <td>H29.9.7 ~H29.9.8</td> <td>H30.9.6 ~H30.9.7</td> <td>R1.9.5 ~R1.9.6</td> <td>R2.9.3 ~R2.9.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>41人</th> <th>46人</th> <th>47人</th> <th>42人</th> <th>52人</th> </tr> </thead> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催 <table> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>132人</td> <td>138人</td> <td>137人</td> <td>110人</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談会 <table> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>77人</td> <td>82人</td> <td>74人</td> <td>78人</td> <td>31人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談会の開催（市町村分） <table> <thead> <tr> <th>相談件数（市町村分）</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>81件</td> <td>70件</td> <td>74件</td> <td>74件</td> <td>65件</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	H28	H29	H30	R01	R02	H28.9.1 ~H28.9.2	H29.9.7 ~H29.9.8	H30.9.6 ~H30.9.7	R1.9.5 ~R1.9.6	R2.9.3 ~R2.9.4			41人	46人	47人	42人	52人	開催回数	H28	H29	H30	R01	R02	受講者数	132人	138人	137人	110人	36人	開催回数	H28	H29	H30	R01	R02	受講者数	77人	82人	74人	78人	31人	相談件数（市町村分）	H28	H29	H30	R01	R02		81件	70件	74件	74件	65件	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、その活用を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
開催日	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
H28.9.1 ~H28.9.2	H29.9.7 ~H29.9.8	H30.9.6 ~H30.9.7	R1.9.5 ~R1.9.6	R2.9.3 ~R2.9.4																																																						
	41人	46人	47人	42人	52人																																																					
開催回数	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
受講者数	132人	138人	137人	110人	36人																																																					
開催回数	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
受講者数	77人	82人	74人	78人	31人																																																					
相談件数（市町村分）	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	81件	70件	74件	74件	65件																																																					

重点推進項目 3

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																					
3 （2） 消費者被害の未然防止と救済	① 消費者トラブル等の情報提供	<p>○独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページへの情報の掲載等を迅速に行うことにより、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図った。</p> <p>・常時、県のホームページに最新情報を掲載し、情報の提供を行った。 H28 H29 H30 R01 R02 情報提供 ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>・毎月1回、情報誌「みやぎの消費生活情報」を作成・配布するとともに、地域包括支援センターと訪問介護事業所にメール配信した。 H28 H29 H30 R01 R02 地域包括支援センター 60か所 60か所 65か所 76か所 79か所 訪問介護事業所 99か所 94か所 98か所 92か所 106か所 メール配信期間 H28.4 H29.4 H30.4 H31.4 R2.4 ~H29.3 ~H30.3 ~H31.3 ~R2.3 ~R3.3</p> <p>○各種啓発用リーフレットの作成・配布や新聞等への積極的な情報提供等により啓発を行い、消費者被害の未然防止を図った。</p> <p>・各種啓発用リーフレットの作成・配布 H28 H29 H30 R01 R02 作成・配布総数 85,000部 87,000部 80,500部 61,000部 49,700部 リーフレット作成種類 5種類 5種類 4種類 4種類 7種類 <table border="1"> <tr><td>内訳</td><td>「知つておこう！これだけは」</td><td>30,000部</td><td>30,000部</td><td>30,000部</td><td>25,000部</td><td>10,500部</td></tr> <tr><td></td><td>「知つておこう！消費生活知識」</td><td>20,000部</td><td>20,000部</td><td>18,000部</td><td>16,000部</td><td>6,500部</td></tr> <tr><td></td><td>「みんな消費者！」</td><td>20,000部</td><td>20,000部</td><td>18,500部</td><td>17,000部</td><td>17,000部</td></tr> <tr><td></td><td>「知つておこう！消費者トラブル」</td><td>14,000部</td><td>-</td><td>14,000部</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>「見守りワークブック」</td><td>1,000部</td><td>3,000部</td><td>-</td><td>3,000部</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>「架空請求に注意！」</td><td>-</td><td>14,000部</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>「高齢者が狙われています！」</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3,000部</td></tr> <tr><td></td><td>「未来を変えるエシカル消費」</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>4,000部</td></tr> <tr><td></td><td>「外国人向け消費生活センター利用促進リーフレット」</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5,700部</td></tr> <tr><td></td><td>「オトナ消費者へステップアップ」</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3,000部</td></tr> </table> <p>・各種啓発用ポスターの作成・配布 成年年齢引き下げ周知ポスター - - - - 2,300部 一般向け注意喚起ポスター - - - - 6,400部</p> <p>・新聞等への記事掲載、テレビ・ラジオ等での広報 H28 H29 H30 R01 R02 県政だより 1回 3回 2回 4回 2回 河北情報誌 週刊オーレ 4回 3回 7回 4回 4回 いきいきライフみやぎ 1回 1回 1回 1回 1回 くらしWatching 1回 1回 1回 1回 - ばど 2回 2回 1回 1回 - COOP Calendar 1回 0回 0回 0回 - 河北新報 9回 44回 69回 80回 87回 河北新報夕刊 2回 79回 63回 10回 70回 読売新聞 1回 - 3回 2回 2回 毎日新聞 1回 - 1回 - - 朝日新聞 - - - 1回 - 産経新聞 - - - 1回 - 大崎タイムス 1回 - - - - 広報わたり - 1回 1回 - - 広報けせんぬま - 1回 1回 - - 広報多賀城 - - 1回 - - 広報しかま - - 1回 - - ミヤギテレビデータ放送 ○ - - - - NHKデータ放送 ○ ○ - ○ - AM放送回数 22回 16回 28回 15回 35回 FM放送回数 22回 17回 28回 15回 36回 ラジオCM 放送期間 H28.11.14 H29.11.13 H30.11.5 R1.11.11 R2.10.1 ~H29.3.4 ~H30.3.3 ~H31.3.1 ~R2.2.7 ~R3.3.28</p> <p>Koboパーク宮城内電 H28.5.3 H29.5.2 - R1.5.8 R2.7.14 光掲示板CM ~H28.5.31 ~H29.5.31 - ~R1.5.26 ~R2.8.9 広報課Facebook 3回 3回 4回 1回 - 宮城県メールマガジン「メルマガみやぎ」 3回 4回 4回 1回 1回 宮城県ラジオ放送 21回 19回 9回 7回 7回 県消費生活センター - - - - 7月開設</p> </p>	内訳	「知つておこう！これだけは」	30,000部	30,000部	30,000部	25,000部	10,500部		「知つておこう！消費生活知識」	20,000部	20,000部	18,000部	16,000部	6,500部		「みんな消費者！」	20,000部	20,000部	18,500部	17,000部	17,000部		「知つておこう！消費者トラブル」	14,000部	-	14,000部	-	-		「見守りワークブック」	1,000部	3,000部	-	3,000部	-		「架空請求に注意！」	-	14,000部	-	-	-		「高齢者が狙われています！」	-	-	-	-	3,000部		「未来を変えるエシカル消費」	-	-	-	-	4,000部		「外国人向け消費生活センター利用促進リーフレット」	-	-	-	-	5,700部		「オトナ消費者へステップアップ」	-	-	-	-	3,000部	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 様々な媒体を通して積極的な情報提供等による啓発活動を行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 対象によって、より効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
内訳	「知つておこう！これだけは」	30,000部	30,000部	30,000部	25,000部	10,500部																																																																				
	「知つておこう！消費生活知識」	20,000部	20,000部	18,000部	16,000部	6,500部																																																																				
	「みんな消費者！」	20,000部	20,000部	18,500部	17,000部	17,000部																																																																				
	「知つておこう！消費者トラブル」	14,000部	-	14,000部	-	-																																																																				
	「見守りワークブック」	1,000部	3,000部	-	3,000部	-																																																																				
	「架空請求に注意！」	-	14,000部	-	-	-																																																																				
	「高齢者が狙われています！」	-	-	-	-	3,000部																																																																				
	「未来を変えるエシカル消費」	-	-	-	-	4,000部																																																																				
	「外国人向け消費生活センター利用促進リーフレット」	-	-	-	-	5,700部																																																																				
	「オトナ消費者へステップアップ」	-	-	-	-	3,000部																																																																				

施策	推進	取組	事業内容・実施状況					担当課等	自己評価等																																																										
		<p>・各種啓発用品の作成</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発用ティッシュ</td> <td>80,000個</td> <td>—</td> <td>85,000個</td> <td>—</td> <td>85,000個</td> </tr> <tr> <td>啓発用ウェットティッシュ</td> <td>1,000個</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>啓発用ボールペン</td> <td>1,500本</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>啓発用封筒</td> <td>5,000枚</td> <td>—</td> <td>10,000枚</td> <td>—</td> <td>10,000枚</td> </tr> <tr> <td>啓発用パネル</td> <td>—</td> <td>1枚</td> <td>1枚</td> <td>—</td> <td>7枚</td> </tr> <tr> <td>啓発用カーデルーペ</td> <td>—</td> <td>500枚</td> <td>500枚</td> <td>500枚</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>啓発用メモ帳</td> <td>—</td> <td>1,000個</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>啓発用絆創膏</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000個</td> <td>1,000個</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>啓発用ポップ広告 (手指消毒剤付)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>700個</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	啓発用ティッシュ	80,000個	—	85,000個	—	85,000個	啓発用ウェットティッシュ	1,000個	—	—	—	—	啓発用ボールペン	1,500本	—	—	—	—	啓発用封筒	5,000枚	—	10,000枚	—	10,000枚	啓発用パネル	—	1枚	1枚	—	7枚	啓発用カーデルーペ	—	500枚	500枚	500枚	—	啓発用メモ帳	—	1,000個	—	—	—	啓発用絆創膏	—	—	1,000個	1,000個	—	啓発用ポップ広告 (手指消毒剤付)	—	—	—	—	700個	重点推進項目	1	2		
	H28	H29	H30	R01	R02																																																														
啓発用ティッシュ	80,000個	—	85,000個	—	85,000個																																																														
啓発用ウェットティッシュ	1,000個	—	—	—	—																																																														
啓発用ボールペン	1,500本	—	—	—	—																																																														
啓発用封筒	5,000枚	—	10,000枚	—	10,000枚																																																														
啓発用パネル	—	1枚	1枚	—	7枚																																																														
啓発用カーデルーペ	—	500枚	500枚	500枚	—																																																														
啓発用メモ帳	—	1,000個	—	—	—																																																														
啓発用絆創膏	—	—	1,000個	1,000個	—																																																														
啓発用ポップ広告 (手指消毒剤付)	—	—	—	—	700個																																																														

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																																			
3 （2）消費者被害の防止と救済		② 展示会での啓発	<p>○パネル展を開催し、消費生活に関するパネルを展示することで、時代に対応した身近な消費生活に関する情報を提供し、消費者被害の未然防止を図った。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>パネル展示</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>1回</td></tr> <tr><td>パネルの貸し出し</td><td>1回</td><td>0回</td><td>1回</td><td>0回</td></tr> <tr><td>ビデオ・DVDの貸し出し</td><td>31回</td><td>21回</td><td>14回</td><td>13回</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9回</td></tr> </table> <p>○消費生活講座や消費生活相談、パネル展示など消費生活に役立つ内容を集約した消費生活展を開催し、消費者被害の未然防止を図った。</p> <p>宮城県金融広報委員会と共に、「社会をみつめて賢い消費者に！～消費生活とお金の生かし方を考えましょう～」をテーマに掲げ、パネル展示や消費生活講座、消費生活相談等を行う。→コロナの影響により開催なし</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>来場者数</td><td>H28 982人</td><td>H29 914人</td><td>H30 943人</td><td>R01 859人</td><td>R02 -</td></tr> <tr><td>開催期間</td><td>H29.1.24 ~1.27</td><td>H30.3.6 ~3.9</td><td>H30.12.18 ~12.21</td><td>R1.12.17 ~12.20</td><td>-</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	パネル展示	4回	4回	4回	1回	パネルの貸し出し	1回	0回	1回	0回	ビデオ・DVDの貸し出し	31回	21回	14回	13回					9回	来場者数	H28 982人	H29 914人	H30 943人	R01 859人	R02 -	開催期間	H29.1.24 ~1.27	H30.3.6 ~3.9	H30.12.18 ~12.21	R1.12.17 ~12.20	-	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県庁のみのパネル展示となつた。消費生活展の代替えとして、高齢者施設や学校・病院等への啓発物資発送とし、様々な層への啓発が実現できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 展示の機会を増やすし、より多くの県民の目に触れるようにするとともに、啓発物の貸出を行っていることをさらに周知し、各自治体や団体の啓発活動に寄与する。 コロナ禍においても、情報発信ができるよう、「新しい生活様式」に対応したイベントの開催を検討する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																																														
H28	H29	H30	R01	R02																																																																																																																				
パネル展示	4回	4回	4回	1回																																																																																																																				
パネルの貸し出し	1回	0回	1回	0回																																																																																																																				
ビデオ・DVDの貸し出し	31回	21回	14回	13回																																																																																																																				
				9回																																																																																																																				
来場者数	H28 982人	H29 914人	H30 943人	R01 859人	R02 -																																																																																																																			
開催期間	H29.1.24 ~1.27	H30.3.6 ~3.9	H30.12.18 ~12.21	R1.12.17 ~12.20	-																																																																																																																			
		③ 講演会、出前講座の開催	<p>○幅広い年代を対象として、出前講座を積極的に開催し、消費者被害の意識啓発を図った。</p> <p>・出前講座の開催 県消費生活センター実施分</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>開催回数/受講者数</td><td>H28 43回 / 2,256人</td><td>H29 52回 / 3,445人</td><td>H30 58回 / 3,893人</td><td></td></tr> <tr><td>内訳</td><td>若者対象 8回 / 737人</td><td>高齢者対象 22回 / 768人</td><td>福祉関係者対象 9回 / 596人</td><td>一般対象 3回 / 55人</td></tr> <tr><td></td><td>7回 / 1,837人</td><td>26回 / 846人</td><td>7回 / 355人</td><td>8回 / 227人</td></tr> <tr><td></td><td>7回 / 1,651人</td><td>34回 / 1,455人</td><td>6回 / 318</td><td>11回 / 469</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0回 / 0人</td></tr> </table> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>開催回数/受講者数</td><td>R01 66回 / 3,106人</td><td>R02 21回 / 510人</td><td></td></tr> <tr><td>内訳</td><td>若者対象 8回 / 816人</td><td>高齢者対象 38回 / 979人</td><td>福祉関係者対象 6回 / 335人</td></tr> <tr><td></td><td>4回 / 114人</td><td>10回 / 221人</td><td>6回 / 160人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>11回 / 857人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1回 / 15人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>3回 / 119人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>0回 / 0人</td></tr> </table> <p>各県民サービスセンター実施分</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>開催回数/受講者数</td><td>H28 60回 / 1,829人</td><td>H29 79回 / 2,414人</td><td>H30 89回 / 3,030人</td><td></td></tr> <tr><td>内訳</td><td>若者対象 9回 / 1,589人</td><td>高齢者対象 36回 / 917人</td><td>福祉関係者対象 6回 / 163人</td><td>一般対象 9回 / 160人</td></tr> <tr><td></td><td>19回 / 804人</td><td>36回 / 1,135人</td><td>9回 / 218人</td><td>14回 / 243人</td></tr> <tr><td></td><td>23回 / 1,167人</td><td>45回 / 1,164人</td><td>9回 / 317人</td><td>11回 / 363人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1回 / 14人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1回 / 19人</td></tr> </table> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>開催回数/受講者数</td><td>R01 77回 / 2,713人</td><td>R02 19回 / 668人</td><td></td></tr> <tr><td>内訳</td><td>若者対象 21回 / 1,146人</td><td>高齢者対象 35回 / 939人</td><td>福祉関係者対象 5回 / 236人</td></tr> <tr><td></td><td>4回 / 214人</td><td>11回 / 302人</td><td>1回 / 35人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>16回 / 392人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>0回 / 0人</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>3回 / 117人</td></tr> </table>	開催回数/受講者数	H28 43回 / 2,256人	H29 52回 / 3,445人	H30 58回 / 3,893人		内訳	若者対象 8回 / 737人	高齢者対象 22回 / 768人	福祉関係者対象 9回 / 596人	一般対象 3回 / 55人		7回 / 1,837人	26回 / 846人	7回 / 355人	8回 / 227人		7回 / 1,651人	34回 / 1,455人	6回 / 318	11回 / 469					0回 / 0人	開催回数/受講者数	R01 66回 / 3,106人	R02 21回 / 510人		内訳	若者対象 8回 / 816人	高齢者対象 38回 / 979人	福祉関係者対象 6回 / 335人		4回 / 114人	10回 / 221人	6回 / 160人								11回 / 857人				1回 / 15人				3回 / 119人				0回 / 0人	開催回数/受講者数	H28 60回 / 1,829人	H29 79回 / 2,414人	H30 89回 / 3,030人		内訳	若者対象 9回 / 1,589人	高齢者対象 36回 / 917人	福祉関係者対象 6回 / 163人	一般対象 9回 / 160人		19回 / 804人	36回 / 1,135人	9回 / 218人	14回 / 243人		23回 / 1,167人	45回 / 1,164人	9回 / 317人	11回 / 363人					1回 / 14人					1回 / 19人	開催回数/受講者数	R01 77回 / 2,713人	R02 19回 / 668人		内訳	若者対象 21回 / 1,146人	高齢者対象 35回 / 939人	福祉関係者対象 5回 / 236人		4回 / 214人	11回 / 302人	1回 / 35人								16回 / 392人				0回 / 0人				3回 / 117人	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 相談員等が講師となり、センターに寄せられている相談事例や注意する点等について、寸劇等を取り入れながら対象ごとに内容を調整し注意喚起した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界があり、啓発活動を行える人材の育成が求められている。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
開催回数/受講者数	H28 43回 / 2,256人	H29 52回 / 3,445人	H30 58回 / 3,893人																																																																																																																					
内訳	若者対象 8回 / 737人	高齢者対象 22回 / 768人	福祉関係者対象 9回 / 596人	一般対象 3回 / 55人																																																																																																																				
	7回 / 1,837人	26回 / 846人	7回 / 355人	8回 / 227人																																																																																																																				
	7回 / 1,651人	34回 / 1,455人	6回 / 318	11回 / 469																																																																																																																				
				0回 / 0人																																																																																																																				
開催回数/受講者数	R01 66回 / 3,106人	R02 21回 / 510人																																																																																																																						
内訳	若者対象 8回 / 816人	高齢者対象 38回 / 979人	福祉関係者対象 6回 / 335人																																																																																																																					
	4回 / 114人	10回 / 221人	6回 / 160人																																																																																																																					
			11回 / 857人																																																																																																																					
			1回 / 15人																																																																																																																					
			3回 / 119人																																																																																																																					
			0回 / 0人																																																																																																																					
開催回数/受講者数	H28 60回 / 1,829人	H29 79回 / 2,414人	H30 89回 / 3,030人																																																																																																																					
内訳	若者対象 9回 / 1,589人	高齢者対象 36回 / 917人	福祉関係者対象 6回 / 163人	一般対象 9回 / 160人																																																																																																																				
	19回 / 804人	36回 / 1,135人	9回 / 218人	14回 / 243人																																																																																																																				
	23回 / 1,167人	45回 / 1,164人	9回 / 317人	11回 / 363人																																																																																																																				
				1回 / 14人																																																																																																																				
				1回 / 19人																																																																																																																				
開催回数/受講者数	R01 77回 / 2,713人	R02 19回 / 668人																																																																																																																						
内訳	若者対象 21回 / 1,146人	高齢者対象 35回 / 939人	福祉関係者対象 5回 / 236人																																																																																																																					
	4回 / 214人	11回 / 302人	1回 / 35人																																																																																																																					
			16回 / 392人																																																																																																																					
			0回 / 0人																																																																																																																					
			3回 / 117人																																																																																																																					

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
		① 地域の見守り体制の構築等【再掲】	○講話の実施や家宅訪問、関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。 ○高齢者や障害者の権利擁護を行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。 ○福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。 ○被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行った。	社会福祉課 長寿社会政策課 障害福祉課 生活安全企画課	
		② 高齢者の日常生活等に対する相談機能の充実	○高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとの専門相談を実施し、県内全域をカバーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ・相談窓口（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業） H28 H29 H30 R01 R02 相談受付件数 1,643件 1,636件 1,926件 2,370件 2,463件 ①一般相談 1,210件 1,200件 1,440件 1,886件 2,035件 ②専門相談 433件 436件 486件 484件 415件 (うち巡回相談) 40件 28件 27件 19件 13件 ※ ①一般相談（家庭や日常生活の心配事、悩み事など） ②専門相談（法律関係、認知症を含む医療・健康など） (うち巡回相談（岩沼市、涌谷町、丸森町）)	長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者及びその家族の相談窓口として、関係機関との情報交換や広報活動を行い、県内全域をカバーするセーフティネットの役割を担った。 【課題と今後の対応等】 高齢者及びその家族の相談窓口として運営していたが、当センター内で解決できる課題が少なくなってきたおり、また、地域包括支援センターや各相談機関の設置が進み、地域における高齢者の相談対応や支援体制が構築されてきていることから、令和3年3月31日をもって廃止とした。 【今後の方向性】
3 消費生活上特に配慮を必要とする消費者被害の防止と救済	(3) 消費生活上特に配慮を必要とする消費者への支援	③ 成年後見制度等の普及等【再掲】	○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催回数 2回 1回 — — — 受講者数 175人 121人 — — — ・高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業） H28 H29 H30 R01 R02 相談受付件数 24件 19件 32件 51件 18件 うち成年後見制度に 関わる相談件数 6件 3件 3件 8件 1件	長寿社会政策課	【自己評価】 『成年後見制度の利用の促進に関する法律』及び『成年後見制度利用促進基本計画』に基づき、関係機関との情報共有や課題整理を行い、市町村の体制整備を支援した。 【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と連携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるように取り組む必要がある。 【今後の方向性】 維持継続
		④ 高齢者の権利の擁護	○高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。 ・高齢者権利擁護講演会の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催回数 2回 2回 3回 2回 — ・高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業） H28 H29 H30 R01 R02 相談受付件数 24件 19件 32件 51件 18件 ・高齢者権利擁護推進研修の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催回数 3回 3回 3回 4回 3回 参加人数 290人 328人 344人 352人 434人 ・県高齢者虐待対策担当者会議の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催回数 1回 — — — —	長寿社会政策課	【自己評価】 虐待相談窓口の運営（委託）により、市町村の高齢者虐待対応を支援することができた。また、高齢者権利擁護研修を通じて、権利擁護に関する幅広い取組を推進した。 【課題と今後の対応等】 虐待は高齢者の権利が脅かされる状況であり、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化、市町村職員等に対する支援などの取組が必要である。 【今後の方向性】 維持継続

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																								
（3）消費生活上特に配慮を必要とする消費者への支援	障害者の権利の擁護	⑤ 障害者の権利の擁護	<p>○障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関等との連携を図った。</p> <p>・相談窓口（社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会への委託）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>相談件数</td><td>808件</td><td>780件</td><td>1,180件</td><td>1,048件</td></tr> <tr><td>稼働日数</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td>週6日</td></tr> <tr><td>※ 相談日：日・月曜日（精神障害者）、水・木曜日（身体障害者）、金・土曜日（知的障害者）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	相談件数	808件	780件	1,180件	1,048件	稼働日数	週6日	週6日	週6日	週6日	※ 相談日：日・月曜日（精神障害者）、水・木曜日（身体障害者）、金・土曜日（知的障害者）					障害福祉課	<p>【自己評価】 年間293日開設し、1,219件の相談電話があった。今年度は、新型コロナウイルス感染症関連の健康状態を心配するものや在宅時間が増えたため家族等との人間関係に関する相談が増加した。専任相談員を身近に相談できる者として繰り返し相談する方もおり、前年度と同様に相談実績が1,000件を超えていた。状況に応じて地域の相談窓口や専門機関を紹介するなど十分な対応ができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 専門機関との連携を図りながら様々な障害への理解や福祉制度についての研修等を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																				
H28	H29	H30	R01	R02																																									
相談件数	808件	780件	1,180件	1,048件																																									
稼働日数	週6日	週6日	週6日	週6日																																									
※ 相談日：日・月曜日（精神障害者）、水・木曜日（身体障害者）、金・土曜日（知的障害者）																																													
■ 重点推進項目 ■ 2																																													
3 消費者被害の防止と救済	心の健康問題に関する相談支援	⑥ 心の健康問題に関する相談支援	<p>○精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図った。</p> <p>・心の健康相談電話</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>相談件数</td><td>3,213件</td><td>2,709件</td><td>2,911件</td><td>2,473件</td></tr> <tr><td>内訳</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>医療機関紹介</td><td>23件</td><td>3件</td><td>2件</td><td>6件</td></tr> <tr><td>関係機関紹介</td><td>110件</td><td>10件</td><td>13件</td><td>18件</td></tr> <tr><td>助言指導</td><td>3,080件</td><td>2,696件</td><td>2,893件</td><td>2,449件</td></tr> <tr><td>来所予約</td><td>-</td><td>-</td><td>3件</td><td>0件</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1件</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	相談件数	3,213件	2,709件	2,911件	2,473件	内訳					医療機関紹介	23件	3件	2件	6件	関係機関紹介	110件	10件	13件	18件	助言指導	3,080件	2,696件	2,893件	2,449件	来所予約	-	-	3件	0件					1件	精神保健推進室	<p>【自己評価】 毎年多数の相談が寄せられており、相談窓口として広く県民に認知されており、県民の精神的健康の保持増進に寄与することが出来ている。</p> <p>【課題と今後の対応等】 様々な心の問題を抱える方の増加が依然として懸念されるから、引き続き電話相談窓口を設置し、県民の精神的健康の保持増進に努める。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
H28	H29	H30	R01	R02																																									
相談件数	3,213件	2,709件	2,911件	2,473件																																									
内訳																																													
医療機関紹介	23件	3件	2件	6件																																									
関係機関紹介	110件	10件	13件	18件																																									
助言指導	3,080件	2,696件	2,893件	2,449件																																									
来所予約	-	-	3件	0件																																									
				1件																																									
（4）消費者被害の拡大防止と被害者の救済																																													
消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等	① 消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等	<p>○消費者から相談窓口に寄せられた苦情・相談等に対して、適切な助言やあっせん等を行った。また、専門的な対応が必要な事案については、専門機関の紹介又は仲介を行った。</p> <p>・県相談機関関係分（消費生活センター及び県民サービスセンター）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>相談受付件数</td><td>7,109件</td><td>7,207件</td><td>7,616件</td><td>7,686件</td></tr> <tr><td>うちあっせん件数</td><td>256件</td><td>275件</td><td>231件</td><td>287件</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>270件</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	相談受付件数	7,109件	7,207件	7,616件	7,686件	うちあっせん件数	256件	275件	231件	287件					270件	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）	<p>【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者をあっせんするなど、各相談の適切な対応に取り組んだ。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者の相談は増えていくと予想される。適切な対応が求められている。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																					
H28	H29	H30	R01	R02																																									
相談受付件数	7,109件	7,207件	7,616件	7,686件																																									
うちあっせん件数	256件	275件	231件	287件																																									
				270件																																									
■ 重点推進項目 ■ 3																																													
条例第41条の申出に対する対応	② 条例第41条の申出に対する対応	② 条例第41条の申出に対する対応	<p>○条例第41条に基づく県民からの申出に対して、必要な措置を講じる。</p> <p>・条例の規定に違反する事業者等に措置をとるよう求める申出</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td>申請受理件数</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>	H28	H29	H30	R01	R02	申請受理件数	-	-	-	-	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 申出に至る事案はなかった。相談内容・件数の多い事案については職権で調査を行っていることや、特定商取引法など条例以外の事案として取り扱われる場合が多いことも理由のひとつと考えられる。</p> <p>【課題と今後の対応等】 違反性の高い相談については、早期に法執行担当者に情報提供がなされるよう、今後とも相談員との連携を図りつつ対処していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																														
H28	H29	H30	R01	R02																																									
申請受理件数	-	-	-	-																																									

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																
		③ 不適正な取引行為の調査・指導等【再掲】	<p>○不適正な取引を行っているおそれがある事業者に対し、各種法令に基づき調査等を実施し、必要に応じて指導等を行ったほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努めた。</p> <p>・不適正な取引行為を行った事業者への指導等</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴き取り等調査件数</td><td>6件</td><td>6件</td><td>8件</td><td>8件</td><td>11件</td></tr> <tr> <td>うち行政指導</td><td>0件</td><td>1件</td><td>4件</td><td>0件</td><td>4件</td></tr> <tr> <td>うち行政処分</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	聴き取り等調査件数	6件	6件	8件	8件	11件	うち行政指導	0件	1件	4件	0件	4件	うち行政処分	0件	1件	0件	0件	0件	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 消費者相談等から覚察した違反被疑事案に対する調査を実施し、不適正な取引行為が認められた場合に必要な指導等を行うことで、適正な取引行為等の確保を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																								
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																
聴き取り等調査件数	6件	6件	8件	8件	11件																																																																
うち行政指導	0件	1件	4件	0件	4件																																																																
うち行政処分	0件	1件	0件	0件	0件																																																																
（4）消費者被害の防止と被害者の救済	3	④ 商品等の検査	<p>○消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センターなど専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努めた。</p> <p>・依頼先、件数</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品評価技術基盤機構</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>一級建築士</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>国民生活センター</td><td>—</td><td>—</td><td>1件</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	製品評価技術基盤機構	—	—	—	—	1件	一級建築士	—	—	—	—	—	国民生活センター	—	—	1件	—	—	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 専門機関に診断を依頼し、結果を原因究明や事業者指導に繋げてきたが、H30は1件商品テストを依頼した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も適宜、専門機関の活用を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																								
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																
製品評価技術基盤機構	—	—	—	—	1件																																																																
一級建築士	—	—	—	—	—																																																																
国民生活センター	—	—	1件	—	—																																																																
消費者被害の拡大防止と被害者の救済		⑤ 多重債務問題に関する取組	<p>○多重債務問題の解決に向け、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口に訪れる機会を提供するとともに、自死対策に関する関係機関と連携し、「心の健康相談」を併せて実施した。</p> <p>・「多重債務者相談マニュアル～宮城版～」に基づいた相談処理の実施</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>224件</td><td>308件</td><td>242件</td><td>229件</td><td>197件</td></tr> </tbody> </table> <p>・多重債務無料相談会の実施 宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、11月に多重債務に関する無料相談会を実施した。また、精神保健推進室と連携して、無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。</p> <p>一斉相談会</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催期間</td><td>H28.11.30-12.4</td><td>H29.11.29-12.3</td><td>H30.11.20-12.2</td></tr> <tr> <td>開催場所</td><td>県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)</td><td>県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)</td><td>県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)</td></tr> <tr> <td>相談者数</td><td>18人</td><td>22人</td><td>12人</td></tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th></th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催期間</td><td>R1.12.4-12.8</td><td>R2.11.27-11.29</td></tr> <tr> <td>開催場所</td><td>県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)</td><td>県庁</td></tr> <tr> <td>相談者数</td><td>11人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table> <p>・宮城県多重債務問題対策会議の開催(ヤミ金融対策を含む)</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日</td><td>H28.9.9</td><td>H29.8.29</td><td>H30.8.29</td><td>R1.8.27</td><td>R2.8.27</td></tr> </tbody> </table> <p>・金融広報委員会と協力して、啓発用リーフレット「多重債務に陥らないために」を各種研修会で配布した。</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02		224件	308件	242件	229件	197件		H28	H29	H30	開催期間	H28.11.30-12.4	H29.11.29-12.3	H30.11.20-12.2	開催場所	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	相談者数	18人	22人	12人		R01	R02	開催期間	R1.12.4-12.8	R2.11.27-11.29	開催場所	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	県庁	相談者数	11人	18人		H28	H29	H30	R01	R02	開催日	H28.9.9	H29.8.29	H30.8.29	R1.8.27	R2.8.27		H28	H29	H30	R01	R02		○	×	○	○	×	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催し、保健福祉事務所等と連携して心の健康相談を併せて実施できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今年度以降においても無料相談会を実施し、多重債務問題への対応を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																
	224件	308件	242件	229件	197件																																																																
	H28	H29	H30																																																																		
開催期間	H28.11.30-12.4	H29.11.29-12.3	H30.11.20-12.2																																																																		
開催場所	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)																																																																		
相談者数	18人	22人	12人																																																																		
	R01	R02																																																																			
開催期間	R1.12.4-12.8	R2.11.27-11.29																																																																			
開催場所	県庁及び各合同庁舎(仙台を除く)	県庁																																																																			
相談者数	11人	18人																																																																			
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																
開催日	H28.9.9	H29.8.29	H30.8.29	R1.8.27	R2.8.27																																																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																
	○	×	○	○	×																																																																

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
(4) 消費者被害の拡大防止と被害者の救済	（4）消費者被害の拡大防止と被害者の救済	⑥ 消費者被害救済委員会のあっせん・調停	○条例37条に基づき、消費者からの苦情申出のうち、解決が著しく困難な案件があった場合、宮城県消費者被害救済委員会を開催し、あっせんを行う。 ・宮城県消費者被害救済委員会の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催回数 1回 1回 0回 1回 0回 開催日 H28.5.30 H30.1.12 — R2.2.14 — ・宮城県消費者被害救済委員会 あっせん調停部会の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催回数 — — 0回 0回 0回 開催日 — — — — —	消費生活・文化課	【自己評価】 令和2年度は、あっせん・調停が必要な案件がなく、開催なし。 【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出はないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっせんができるよう引き続き努める。 【今後の方向性】 維持継続
			○被害を受けた消費者の訴訟に係る費用の貸付けを行い、消費者を経済的に支援する。 申請受理件数 H28 H29 H30 R01 R02 — — — — —		
3 消費者被害の防止と救済	（5）関係機関との連携の強化	① 国民生活センター、製品評価技術基盤機構との連携	○全国の相談情報の収集、製品事故の分析等において、下記のとおり連携した。 ・国民生活センターが運営するPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を活用し、全国の相談苦情情報の収集等をすることができた。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供した。 H28 H29 H30 R01 R02 ○ ○ ○ ○ ○	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結果等は消費者被害の防止に重要であることから、関係機関と連携を密にし、最新情報の提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国や他の都道府県との連携を図り最新の情報提供に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
			・製品評価技術基盤機構に事故分析を依頼したほか、当機構からの事故等の情報についてHP等により迅速に消費者へ周知した。 H28 H29 H30 R01 R02 — — — — 1件		
■ 重点推進項目 ■ 3					
② 国、市町村、警察本部等との連携	（5）関係機関との連携の強化		○県全体としての相談体制のあり方、取組方針等の検討を行うことを目的とした、市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議を設立、開催し、意見交換等を行った。 ・宮城県消費者行政推進会議の開催 H28 H29 H30 R01 R02 開催日 — H29.5.15 — — —	消費生活・文化課	【自己評価】 新型コロナウイルス感染症拡大により開催できなかった。 【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して会議の開催に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
			■ 重点推進項目 ■ 3		

4 環境に配慮した消費行動の推進

施 策	推 進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																					
4 （1）環境への負荷の低減に向けた活動の推進	① グリーン購入等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入セミナー 地域全体でグリーン購入に取り組むことの重要性を理解することを目的にセミナーを開催した。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">開催日</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td></td><td>H29.1.20</td><td>H30.2.15</td><td>H31.1.24</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">参加者数</td><td>39人</td><td>52人</td><td>28人</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> ・グリーン購入促進委員会 グリーン購入の促進に関する重要事項を調査審議するため委員会を開催した。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">開催日</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td></td><td>H29.2.21</td><td>—</td><td>H31.3.22</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">参加者数</td><td>5人</td><td>—</td><td>7人</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> ・子ども向け啓発教室 子ども向けの啓発教室を開催し、グリーン購入に取り組む重要性について啓発を行った。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">開催日</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td></td><td>—</td><td>H29.8.22</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">参加者数</td><td>—</td><td>14人</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> 	開催日	H28	H29	H30	R01	R02		H29.1.20	H30.2.15	H31.1.24	—	—	参加者数	39人	52人	28人	—	—	開催日	H28	H29	H30	R01	R02		H29.2.21	—	H31.3.22	—	—	参加者数	5人	—	7人	—	—	開催日	H28	H29	H30	R01	R02		—	H29.8.22	—	—	—	参加者数	—	14人	—	—	—	環境政策課	<p>【自己評価】 グリーン購入の普及促進にあたり、新たに「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点を取り入れたセミナーを開催することができた。また、グリーン製品の認定を適切に行うとともに、新たなイベントでの展示など、制度や認定製品の普及啓発に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県内市町村における組織的グリーン購入の取り組みが十分でないため、市町村への働きかけを行っていく必要がある。また、宮城県グリーン製品認定制度や認定製品の一層の普及啓発に努めるとともに、グリーン製品の利活用を推進する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
開催日	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	H29.1.20	H30.2.15	H31.1.24	—	—																																																					
参加者数	39人	52人	28人	—	—																																																					
開催日	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	H29.2.21	—	H31.3.22	—	—																																																					
参加者数	5人	—	7人	—	—																																																					
開催日	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	—	H29.8.22	—	—	—																																																					
参加者数	—	14人	—	—	—																																																					
② 環境関連情報の発信		<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県グリーン製品の認定 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">認定件数</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td></td><td>36件</td><td>39件</td><td>38件</td><td>38件</td><td>34件</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">年度末現在の認定製品数</td><td>104製品</td><td>124製品</td><td>112製品</td><td>113製品</td><td>106製品</td></tr> </table> ○PR事業(パネル、サンプルの展示) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">県庁内におけるパネル展示</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">県産業技術総合センター</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">一般公開への出展</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">みやぎ環境フェスタでの認定製品展示</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> 			認定件数	H28	H29	H30	R01	R02		36件	39件	38件	38件	34件	年度末現在の認定製品数	104製品	124製品	112製品	113製品	106製品	県庁内におけるパネル展示	H28	H29	H30	R01	R02		○	○	○	○	○	県産業技術総合センター	○	○	○	○	—	一般公開への出展	—	—	○	○	○	みやぎ環境フェスタでの認定製品展示	—	—	○	○	○						
認定件数	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	36件	39件	38件	38件	34件																																																					
年度末現在の認定製品数	104製品	124製品	112製品	113製品	106製品																																																					
県庁内におけるパネル展示	H28	H29	H30	R01	R02																																																					
	○	○	○	○	○																																																					
県産業技術総合センター	○	○	○	○	—																																																					
一般公開への出展	—	—	○	○	○																																																					
みやぎ環境フェスタでの認定製品展示	—	—	○	○	○																																																					

施策	推進	取組	事業内容・実施状況					担当課等	自己評価等																																																																																					
4 （1）環境への配慮した消費行動の低減に向けた取組	③ 3Rの推進	<p>○ライフステージに応じた普及啓発事業の実施やラジオスポットCM放送等の実施により、県民及び事業者に対する廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）に関する普及啓発に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R普及啓発イベントの実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日</td><td>—</td><td>H29.11.11</td><td>H30.10.21 H30.11.10</td><td>R1.11.2</td><td>—</td></tr> <tr> <td>来場者数</td><td>—</td><td>2,400人</td><td>650人 560人</td><td>272人</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオスポットCM <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送回数 県HPでのCM音源の公開</td><td>651回 ○</td><td>112回 ○</td><td>112回 ○</td><td>112回 ○</td><td>112回 ○</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発パネル展示の実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル推進週間（5/30～6/5）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3R推進月間（10月）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・3R文化祭・学園祭の実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加グループ数</td><td>—</td><td>6グループ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rバスツアーの実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>参加者数</td><td>—</td><td>—</td><td>37人</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎの食べきりモデル店舗認定事業 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定店舗数</td><td>—</td><td>—</td><td>26店舗</td><td>26店舗</td><td>25店舗</td></tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	開催日	—	H29.11.11	H30.10.21 H30.11.10	R1.11.2	—	来場者数	—	2,400人	650人 560人	272人	—		H28	H29	H30	R01	R02	放送回数 県HPでのCM音源の公開	651回 ○	112回 ○	112回 ○	112回 ○	112回 ○		H28	H29	H30	R01	R02	リサイクル推進週間（5/30～6/5）	○	○	○	○	—	3R推進月間（10月）	○	○	○	○	○		H28	H29	H30	R01	R02	参加グループ数	—	6グループ	—	—	—		H28	H29	H30	R01	R02	実施回数	—	—	2回	—	—	参加者数	—	—	37人	—	—		H28	H29	H30	R01	R02	認定店舗数	—	—	26店舗	26店舗	25店舗	循環型社会推進課	<p>【自己評価】 普及啓発イベントやラジオスポットCM等により3Rの普及啓発を行い、家庭や職場での取組に対する理解を促進することができた。 【課題と今後の対応等】 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）が令和2年度で終期を迎えたことから、令和3年3月に第3期計画を策定した。これまでの取組をより進展させるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減など、近年関心が高まっている新たな課題についても、環境に配慮した消費行動の推進を図っていく必要がある。 【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
開催日	—	H29.11.11	H30.10.21 H30.11.10	R1.11.2	—																																																																																									
来場者数	—	2,400人	650人 560人	272人	—																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
放送回数 県HPでのCM音源の公開	651回 ○	112回 ○	112回 ○	112回 ○	112回 ○																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
リサイクル推進週間（5/30～6/5）	○	○	○	○	—																																																																																									
3R推進月間（10月）	○	○	○	○	○																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
参加グループ数	—	6グループ	—	—	—																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
実施回数	—	—	2回	—	—																																																																																									
参加者数	—	—	37人	—	—																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
認定店舗数	—	—	26店舗	26店舗	25店舗																																																																																									
■ 重点推進項目 1																																																																																														
<p>○小売業者、住民団体、市町村等関係者の協働によるレジ袋の使用削減に向けた取組を支援するとともに、毎年10月の「3R推進月間」に合わせて、「みやぎの3R推進キャンペーン（平成28年度以前は「環境にやさしい買い物キャンペーン」）」を実施することにより、「環境にやさしい買い物」を推進した。</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県容器包装削減会議の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更</td><td>—</td></tr> <tr> <td>みやぎの3R推進会議の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>みやぎ県民食べきりの日イベント実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>H30.10.30</td><td>R1.10.30 R2.10.30</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する取組の要請、広報の実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗用啓発音源の放送実施数</td><td>11事業者</td><td>1事業者</td><td>4事業者</td><td>4事業者</td><td>5事業者</td></tr> <tr> <td>3R推進月間ポスター掲示</td><td>—</td><td>6事業者</td><td>5事業者</td><td>8事業者</td><td>10事業者</td></tr> <tr> <td>3Rバッジ着用（コンビニ）</td><td>—</td><td>2事業者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>アニメむすび丸ごみ分別シール配布</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>										H28	H29	H30	R01	R02	宮城県容器包装削減会議の開催	—	—	2回	※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更	—	みやぎの3R推進会議の開催	—	—	2回	2回	2回	みやぎ県民食べきりの日イベント実施	—	—	—	H30.10.30	R1.10.30 R2.10.30		H28	H29	H30	R01	R02	店舗用啓発音源の放送実施数	11事業者	1事業者	4事業者	4事業者	5事業者	3R推進月間ポスター掲示	—	6事業者	5事業者	8事業者	10事業者	3Rバッジ着用（コンビニ）	—	2事業者	—	—	—	アニメむすび丸ごみ分別シール配布	—	○	—	—	—																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
宮城県容器包装削減会議の開催	—	—	2回	※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更	—																																																																																									
みやぎの3R推進会議の開催	—	—	2回	2回	2回																																																																																									
みやぎ県民食べきりの日イベント実施	—	—	—	H30.10.30	R1.10.30 R2.10.30																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
店舗用啓発音源の放送実施数	11事業者	1事業者	4事業者	4事業者	5事業者																																																																																									
3R推進月間ポスター掲示	—	6事業者	5事業者	8事業者	10事業者																																																																																									
3Rバッジ着用（コンビニ）	—	2事業者	—	—	—																																																																																									
アニメむすび丸ごみ分別シール配布	—	○	—	—	—																																																																																									
■ 重点推進項目 1																																																																																														
<p>○小売業者、住民団体、市町村等関係者の協働によるレジ袋の使用削減に向けた取組を支援するとともに、毎年10月の「3R推進月間」に合わせて、「みやぎの3R推進キャンペーン（平成28年度以前は「環境にやさしい買い物キャンペーン」）」を実施することにより、「環境にやさしい買い物」を推進した。</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県容器包装削減会議の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更</td><td>—</td></tr> <tr> <td>みやぎの3R推進会議の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>みやぎ県民食べきりの日イベント実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>H30.10.30</td><td>R1.10.30 R2.10.30</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する取組の要請、広報の実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗用啓発音源の放送実施数</td><td>11事業者</td><td>1事業者</td><td>4事業者</td><td>4事業者</td><td>5事業者</td></tr> <tr> <td>3R推進月間ポスター掲示</td><td>—</td><td>6事業者</td><td>5事業者</td><td>8事業者</td><td>10事業者</td></tr> <tr> <td>3Rバッジ着用（コンビニ）</td><td>—</td><td>2事業者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>アニメむすび丸ごみ分別シール配布</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>										H28	H29	H30	R01	R02	宮城県容器包装削減会議の開催	—	—	2回	※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更	—	みやぎの3R推進会議の開催	—	—	2回	2回	2回	みやぎ県民食べきりの日イベント実施	—	—	—	H30.10.30	R1.10.30 R2.10.30		H28	H29	H30	R01	R02	店舗用啓発音源の放送実施数	11事業者	1事業者	4事業者	4事業者	5事業者	3R推進月間ポスター掲示	—	6事業者	5事業者	8事業者	10事業者	3Rバッジ着用（コンビニ）	—	2事業者	—	—	—	アニメむすび丸ごみ分別シール配布	—	○	—	—	—																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
宮城県容器包装削減会議の開催	—	—	2回	※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更	—																																																																																									
みやぎの3R推進会議の開催	—	—	2回	2回	2回																																																																																									
みやぎ県民食べきりの日イベント実施	—	—	—	H30.10.30	R1.10.30 R2.10.30																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
店舗用啓発音源の放送実施数	11事業者	1事業者	4事業者	4事業者	5事業者																																																																																									
3R推進月間ポスター掲示	—	6事業者	5事業者	8事業者	10事業者																																																																																									
3Rバッジ着用（コンビニ）	—	2事業者	—	—	—																																																																																									
アニメむすび丸ごみ分別シール配布	—	○	—	—	—																																																																																									
■ 重点推進項目 1																																																																																														
<p>○小売業者、住民団体、市町村等関係者の協働によるレジ袋の使用削減に向けた取組を支援するとともに、毎年10月の「3R推進月間」に合わせて、「みやぎの3R推進キャンペーン（平成28年度以前は「環境にやさしい買い物キャンペーン」）」を実施することにより、「環境にやさしい買い物」を推進した。</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県容器包装削減会議の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更</td><td>—</td></tr> <tr> <td>みやぎの3R推進会議の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>みやぎ県民食べきりの日イベント実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>H30.10.30</td><td>R1.10.30 R2.10.30</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する取組の要請、広報の実施 <table> <thead> <tr> <th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗用啓発音源の放送実施数</td><td>11事業者</td><td>1事業者</td><td>4事業者</td><td>4事業者</td><td>5事業者</td></tr> <tr> <td>3R推進月間ポスター掲示</td><td>—</td><td>6事業者</td><td>5事業者</td><td>8事業者</td><td>10事業者</td></tr> <tr> <td>3Rバッジ着用（コンビニ）</td><td>—</td><td>2事業者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>アニメむすび丸ごみ分別シール配布</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>										H28	H29	H30	R01	R02	宮城県容器包装削減会議の開催	—	—	2回	※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更	—	みやぎの3R推進会議の開催	—	—	2回	2回	2回	みやぎ県民食べきりの日イベント実施	—	—	—	H30.10.30	R1.10.30 R2.10.30		H28	H29	H30	R01	R02	店舗用啓発音源の放送実施数	11事業者	1事業者	4事業者	4事業者	5事業者	3R推進月間ポスター掲示	—	6事業者	5事業者	8事業者	10事業者	3Rバッジ着用（コンビニ）	—	2事業者	—	—	—	アニメむすび丸ごみ分別シール配布	—	○	—	—	—																																
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
宮城県容器包装削減会議の開催	—	—	2回	※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更	—																																																																																									
みやぎの3R推進会議の開催	—	—	2回	2回	2回																																																																																									
みやぎ県民食べきりの日イベント実施	—	—	—	H30.10.30	R1.10.30 R2.10.30																																																																																									
	H28	H29	H30	R01	R02																																																																																									
店舗用啓発音源の放送実施数	11事業者	1事業者	4事業者	4事業者	5事業者																																																																																									
3R推進月間ポスター掲示	—	6事業者	5事業者	8事業者	10事業者																																																																																									
3Rバッジ着用（コンビニ）	—	2事業者	—	—	—																																																																																									
アニメむすび丸ごみ分別シール配布	—	○	—	—	—																																																																																									
■ 重点推進項目 1																																																																																														

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																							
4 （2）環境に配慮した消費行動の推進	① 地域に密着した環境への取組の推進	<p>○活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る運動などの県民運動を推進する「すばらしいみやぎを創る協議会」に対する支援を通じ、地域に密着した環境への取組として次の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ花のあるまちコンクール 「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり・地域づくり・美しいふるさと『みやぎ』づくりを推進するため実施 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>応募者数</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>受賞者数</td> <td>15団体</td> <td>17団体</td> <td>16団体</td> <td>19団体</td> <td>16団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7団体</td> <td>7団体</td> <td>7団体</td> <td>7団体</td> <td>7団体</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい生活環境を創る運動 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>配布先数</td> <td>8,000袋</td> <td>8,000袋</td> <td>10,000袋</td> <td>7,500袋</td> <td>17,280袋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21団体</td> <td>23団体</td> <td>18団体</td> <td>23団体</td> <td>57団体</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境問題に取り組む生活学校運動への支援 <p>県生活学校連絡協議会及び県内生活学校に対する活動費の助成、生活学校・生活会議運動全国大会等への参加費の助成</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー運動 <p>夏季及び冬季の省エネルギー対策推進のため各種啓発用資料を構成員に配布</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R01</td> <td>R02</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	応募者数	H28	H29	H30	R01	R02	受賞者数	15団体	17団体	16団体	19団体	16団体		7団体	7団体	7団体	7団体	7団体	広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	H28	H29	H30	R01	R02	配布先数	8,000袋	8,000袋	10,000袋	7,500袋	17,280袋		21団体	23団体	18団体	23団体	57団体	H28	H29	H30	R01	R02	○	○	○	○	○	H28	H29	H30	R01	R02	○	○	○	○	○	共同参画社会推進課	<p>【自己評価】 みやぎ花のあるまちコンクール、美しい生活環境を創る運動の実施などにより、環境に配慮した地域づくりの機運を醸成し、定着を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 様々な媒体を活用してコンクールのPRを行っているが、応募数が伸びず、応募地域に偏りも見受けられることから、面的な拡がりへと発展するように地域との連携を強化していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
応募者数	H28	H29	H30	R01	R02																																																							
受賞者数	15団体	17団体	16団体	19団体	16団体																																																							
	7団体	7団体	7団体	7団体	7団体																																																							
広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	H28	H29	H30	R01	R02																																																							
配布先数	8,000袋	8,000袋	10,000袋	7,500袋	17,280袋																																																							
	21団体	23団体	18団体	23団体	57団体																																																							
H28	H29	H30	R01	R02																																																								
○	○	○	○	○																																																								
H28	H29	H30	R01	R02																																																								
○	○	○	○	○																																																								